

シルバー総合保険制度のご案内

保険期間:平成23年4月1日午後4時から
平成24年4月1日午後4時まで

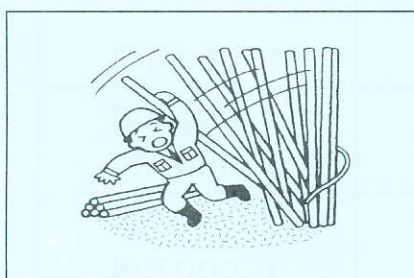
1. シルバー総合保険制度とは

(1)シルバー人材センターの正会員が、①就業中や就業場所への行き帰りに偶然に被った傷害事故および熱中症を補償の対象とする「シルバー人材センター団体傷害保険」と、②就業中に事故が発生し、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合を補償の対象とする「シルバー人材センター賠償責任保険」の、二つの補償を組み合わせた保険制度です。

(2)保険契約者は、区・市・町・村の各シルバー人材センターです。

2. 「シルバー人材センター団体傷害保険」のあらまし

(1) 対象となる傷害事故例(急激かつ偶然な外来の事故によるケガであることが必要です。)



センターから提供された業務に就業中のケガ
(ただし住居で仕事に従事する場合を除きます。)



センター等が主催する就業の一環である
ボランティア活動に参加中のケガ



仕事に従事するため、仕事場所と会員の
住居との間の行き帰り中のケガ

傷害事故の他に、(日射または熱射によって、シルバー人材センターの会員が身体に障害を被った場合)熱中症による入院(手術)・通院・死亡・後遺障害も補償します。

死亡保険金・後遺障害保険金の保険金額が前年度
※と異なっておりますので、ご確認をお願いいたします。

(2) 支払われる保険金は

保険金の種類	要件	保険金額
※死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	700万円
※後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	21万円～ 700万円
入院保険金	平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内	1日4,500円
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合(手術の種類に応じて10倍、20倍または40倍)	4.5万円、 9万円、18万円
通院保険金	平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の発生の日から、その日を含めて180日以内の通院日数に対し90日限度	1日3,000円

(3) 保険金が支払われない主なケース

故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転、疾病、脳疾患、心臓疾患、心神喪失、地震・噴火またはこれらによる津波、放射能汚染、むちうち症や腰痛などでレントゲン等により医師がその異常を確認できないもの、など